



配慮意見書

金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る計画段階環境配慮書についての環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

平成 27 年 11 月 27 日

名古屋市長 河 村 たかし

金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る事業計画の検討及び今後の環境影響評価手続の実施に当たっては、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）に記載されている内容及び以下の事項を踏まえて、適切に対応することが必要です。

1 対象事業の内容に関する事項

- (1) 本事業は、「名古屋港港湾計画において、埋立地の位置、規模、形状及び土地利用が定められている」とされているが、それらの決定に至るまでの経緯が配慮書に具体的に記載されていない。したがって、環境影響評価方法書においては、位置や規模等の検討経緯を含め、事業計画を概ね特定するに至る経緯を分かりやすく記載すること。
- (2) 現在、名古屋港港湾計画の改訂が検討されていることから、当該改訂内容との関係性を整理した上で、環境影響評価手続を適切に実施すること。

2 環境影響評価の項目の選定

配慮書において抽出しなかった環境要素についても、周辺の土地利用状況等に応じて、環境影響評価の項目として適切に選定すること。なお、選定に当たっては、事業実施想定区域付近に存在するラムサール条約登録湿地についても十分に考慮すること。

3 各環境要素に関する事項

(1) 大気質

工事については、「主に海上施工とすることで、工事関係車両からの公害の発生を抑制する」とされているが、工事用船舶からの排出ガスによる大気環境への影響も想定される。したがって、工事用船舶が環境へ及ぼす影響にも配慮し工事計画を検討するとともに、調査、予測及び評価を適切に実施すること。

(2) 水質・底質

ア 複数案の比較検討に当たっては、影響が最大となる工種における 1 日当たりの浮遊物質発生量により予測・評価されているが、当該予測結果は各工種が実施される期間が考慮されていない。事業計画を検討する際には、更なる環境影響の回避・低減が図られるよう工事全体での影響についても

考慮すること。

イ 環境保全措置として汚濁防止柵等を設置する場合は、それらの設置効果を反映できる予測及び評価手法を検討すること。

4 その他

- (1) 今後の環境影響評価図書の作成に当たっては、図表の活用や用語解説の記載等により、市民に十分理解される分かりやすい表現となるよう努めること。
- (2) 住民等から寄せられた意見について十分な検討を行うとともに、今後とも住民意見の把握に努めること。